

公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

## 令和6年第4回浜松市農業委員会総会 会議録

### 1 開催日時及び会場

令和6年4月16日(火) 午後2時30分～午後5時10分 市役所北館1階 101会議室

### 2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 21名

松澤崇①、渡瀬三郎②、松島好則③、加茂龍雄④、江間栄作⑤、中村金夫⑦、横井典行⑧、足立侑律⑨、袴田博子⑩、根木常次⑪、内山進吾⑫、岡本純⑬、山中秀三⑭、杉山誠⑮、後藤剛⑯、森島倫生⑯、鈴木英雄⑯、水崎久司⑰、伊藤安子⑱、小柳守弘⑲、鈴木要⑳

欠席委員 2名

中安千秋⑰、井上保典⑲

事務局職員 12名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、縣弘之、奥山英洋、吉山和志、鈴木利枝、青木善敬、加藤裕、笠原直人、佐々木朝飛、刑部智美

### 3 傍聴者 0人

### 4 議事内容

#### (1) 審議事項

- 第22号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第23号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第24号議案 事業計画変更承認申請について
- 第25号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第26号議案 非農地証明について
- 第27号議案 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について
- 第28号議案 令和6年度事業計画について
- 第29号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

#### (2) 報告事項

- 報第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第23号 農地法第3条の規定による許可について(3条許可公売)
- 報第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第25号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第26号 農地の地目変更登記に係る報告について

## 5 記録方法 全部記録、録音無

## 6 会議記録

局 長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、4月1日付け人事異動により浜松市農業委員会事務局に配属されました職員6名につきまして、私から名前を紹介させていただきます。

(職員紹介)

それでは、只今から令和6年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、23名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが議席番号17番の中安千秋委員、議席番21番の井上保典委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。4月新年度ということで、新しい職員も入りまして、春ということで明るい話題をしたいところですが、本日はどうしても避けては通れない話題がございます。ご存じのとおり4月1日に川勝県知事が新規職員の訓示の時に言った言葉、毎日野菜を売る人、牛の世話をしたり、物を作ったりする人たちと違って、新しい職員は知性と知能があると、完全に職業差別、また、第一次産業にかかわる人たちに対してのある程度の冒涜的な言葉を吐いた、ということで、この話を聞いた時、初めはテレビの報道で見て、その時、川勝知事が言った切り取りといった話を聞いたものですから、プレスの方から全文が出たものですから読んだんですが、どう読んでも違ってというか、完全に差別化された言葉になったなど、いう風に私は思って、この言葉を聞いた時に、やはりまたかと思いましたが、大変怒りといいますか、憤りを感じたわけでございます。こういう話に対して中央会の方では、すぐ声明を出して会長が持つて行ったという話を聞きましたが、私たち浜松市の農業委員会としても、大きな行動をとるわけではございませんが、私ちょっと腹の虫がおさまらないものですから、総会の席で議事録に載って、公式文書として残るというのを覚悟のうえで、知事の発言に対して苦言と抗議という形でしゃべらしていただきたいと、そういう風に思っておりますので、すみませんが聞いていただきたいなと思います。大変皆さんも聞いていただいたとおり、あの発言は切り取りではなく、前後の文面を読んでもかなり職業差別、また、農業を軽視しているという風にとってもしようがないなという風に思っております。また、次の日の釈明会見を聞いたときに、謝罪はしましたが、言った件に関しては撤回しないと、ということで文面としては、私は違うことは言っていないという解釈のもとに言ったところでも、やはり、どこまでいっても自分の信念でものを言っている言葉なのだろうと解釈いたしました。撤回の件につきましては、後日撤回するということを言ったわけでございますが、私からしてみれば当たり前の話でございます。今さら後になって言うから余計炎上するのだと思っています。また、その他にも、私ちょっと考えたときに、やはり3年前ですか、御殿場のコシヒカリ発言、また、最近でいきますと磐田の方が浜松よりも文化が高いと

いうようなことを言ったり、かなり県知事言いたい放題、差別的な発言、また、上から目線であると、それが最後には農業関係者、従事者全員に対して冒瀆的、差別的発言という風に私は解釈しています。このような知事は、本当に言葉は悪いですが、即刻辞めてもらいたいと思っていたところ、辞めていただいたわけでございますが、はっきり言って言葉遣いは大変きつく悪いと思いますが、私としてはこの知事には愛想が尽きた、私の本当の言葉でございます。これ以上言い出すと火がついてしまいますので終わりにしますが、これにより来月、新しい県知事が選挙で生まれるということでございます。私としては、皮肉を込めて一言言わせていただくと、新しい県知事に対しては、農業を理解していただくということはあります、せめて農業にちょっとでも興味がある方に知事になってもらいたい、そういうような皮肉を込めて、一言最後の言葉とさせていただきます。すみません、あいさつが初っ端からきつい言葉になってしまいましたが、そのくらい私はあの言葉を聞いて怒りを覚えたということはご承知いただきたいと思います。簡単ではございますが、会長のあいさつとさせていただきます。

それでは気を取り直して、令和6年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、議席番号12番の内山進吾委員、議席番号13番の岡本純委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第22号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号153番外31件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が22件、贈与に係る案件が6件、使用貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が3件でございます。

また、新規の方は11件、外国籍の方は1件です。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたしますが、今月は委員該当案件がありますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、後藤委員はご退室をお願いします。

(後藤委員退室)

青木 それでは、委員該当案件を説明いたします。

議案4ページ、地区「三ヶ日」、整理番号175番、議案5ページ、地区「三ヶ日」、整理番号177番は売買に係る案件です。譲受人は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、36歳でございます。[REDACTED]さんは、主に、[REDACTED]及び[REDACTED]でみかんの栽培しておりますが、この度、営農規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]の畠、2筆と[REDACTED]の畠、1筆で、取得後は、みかん

を作付けしていく計画でございます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果について私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は举手願います。

(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 22 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、後藤委員はご入室をお願いします。

(後藤委員入室)

議長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

青木 議案 3 ページ、地区「細江」、整理番号 169 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、[REDACTED] の [REDACTED] さん 44 歳でございます。この度、譲渡人が所有していた住宅と農地が売りに出されていることを知り、売買により取得したく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] の田畠 10 筆です。昨年から既に購入した住宅に居住しており、露地野菜、水稻、果樹等の耕作管理をしていく計画でございます。耕作に必要な農機具を許可後に購入予定なこと、近隣の地域に住む家族が耕作指導をしてくれることから問題が無いものと判断致しました。この案件につきましては、「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 4 ページ、地区「引佐」、整理番号 172 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、[REDACTED] の [REDACTED] さん、52 歳でございます。[REDACTED] さんは 1 年半前に県外から移住してきており、現在譲渡人から買い受けた住宅に居住中です。この度、自宅近接の申請地を売買により取得し、農業参入するため新規就農したく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] の畠 8 筆で、既に [REDACTED] さんが、茶、露地野菜、果樹等を作付し管理中でございます。耕作に必要な農機具を許可後に購入予定なこと、現在の地主が耕作指導をしてくれることから問題が無いものと判断致しました。この案件につきましては、「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 5 ページ、地区「中瀬」、整理番号 181 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、[REDACTED] に本社を置く [REDACTED] でございます。同社は、[REDACTED] 及び [REDACTED] が共同出資した農地所有適格法人で、レタスや枝豆などを栽培しております。今回の申請地は、令和 2 年 8 月から 2 年

間の一時転用で砂利採取が行われた土地で、同社が砂利採取後の耕作を行うこととなりました。また、遠方に居住している申請地の現所有者の意向もあり、所有権の移転となりました。申請地は、[REDACTED] の畝 4 筆 6,849 m<sup>2</sup>で、許可後は、レタス、枝豆の栽培を行っていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

加 茂 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

江 間 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

横 井 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

袴 田 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

根 木 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

内 山 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

山 中 先程の 169 番の新規就農ということで、どこまでやる気があるかということを本人に質問して、やる気はあるけど道具がないので、近隣の農家によく相談してやってくださいと、ご本人も了承したので、調査会としては了承しました。以上です。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会です。今回 4 件すべて新規就農で聞き取り案件です。

170 番については家庭菜園ということで、以前からこの畝を任せられて耕作しているということで問題ありません。

171 番は 1,832 m<sup>2</sup>、この方は重機で農地の基盤整備とか荒廃農地の整備とかを仕事としてやっている方ですけども、今まで遊休農地を自分で整地して野菜等を作つてファーマーズの出荷者になっていまして、ファーマーズへ数年前から出荷している方です。年齢が 78 歳ということありますけども、息子さんと同居しているということと、畝が近いということで、自分ができなくなったら息子さんがやるということでした。農業の経験もありますので問題ないと判断しました。

172 番、面積 7,063 m<sup>2</sup>、この方は 1 年半前に移住をされてきた方です。この 7,000 m<sup>2</sup>の中には、[REDACTED] さんがやっていた茶園が 3,000 m<sup>2</sup>ほどあり、メインはそれで紅茶を作つてネット販売をしていくということです。この人は農業がやりたくて移住してきた方で、やる気も熱意もある方で、この 7,000 m<sup>2</sup>の敷地を、畝の周囲を鳥獣害対策として木

を使って柵ですべてぐるぐる囲ってあるということです。今現在お茶工場へアルバイトとして自分で勉強したり、着々と準備を進められていて、非常に意欲とやる気をすごく感じた方です。一人世帯で 52 歳です。以前、愛知県の自動車会社に勤めていたということで、その時の貯金があるので 5 年間ぐらいは収入がなくても大丈夫ということで、その間に農業で食べていけるようにしたいということでありました。やる気がすごくあるということで特に問題なしと判断しました。

173 番の方は家庭菜園程度で、この方も以前からこの土地の管理を任せられております。近くに実家があります。

以上 4 件、そういうことで問題ありませんし、誓約書についてもしっかりと守ってくださいということを念押ししました。以上、報告です。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後藤 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

最後に、中瀬・赤佐・鏡玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

ただ、181 番、[REDACTED] の件については、後ほど活動の報告の中の意見で発言させていただきます。以上です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(森島委員、挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 引佐地区の新規就農の案件について、丁寧にご説明いただきましたので大変よく分かりました。ただ、調査会の皆さん方とすると、神経を使うところであったなと推測しているところです。もう 1 点、そういうことでのご苦労の中で、地域を守っていく这样一个に、外部の力を借りていくっていうのはとても必要なこと、大事なことがありますし、ただ、私ちょっと気になっているのが、後ですむなりのところでも報告したいと思いますが、売買価格について、これはあえて公表しているものではありませんので、我々審議、議論の中で、どうしても抜け落ちていく、言ってみれば、あんまり触りたくない嫌な部分でございます。その意味で、だれも聞きたくないことではありますが、地域の調査員であるとか、あるいは最適化の人であるとか、農業委員の人は、せめて地域における、とりわけ新規就農の売買価格については、関係者は関心を持つべきではないかを感じております。今日のところでその報告するということはないですが、事務局の方も含めて、調査員の方々含めた関係者、農業委員会の関係者は売買価格について関心を持っていくべきだということを申して意見とします。以上です。

議長 その他ございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。第 22 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、委員非該当案件については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 23 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。第 23 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 12 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳は、農業用施設が 2 件、貸駐車場が 2 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。

また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 2 件でございます。

なお、是正案件は 12 番、15 番、17 番です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に統じて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会です。14 番の営農型太陽光発電なのですが、もうかなり榦も大きくて育っていますが、若干取りすぎのきらいがある木もありました。ここ 2~3 年ですか、虫がついて榦が枯れるような状態があります。そういうところは、どんどん補充していくつもりないとまずいですよ、ということを伝えました。その他は特に問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 最後に、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 23 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 24 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 24 号議案「事業計画変更承認申

請について」でございます。担当から説明いたします。

青　木 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をするとできるとされております。

今月の申請は、一時転用の申請地を変更する「目的変更」が1件、当初の許可地のうち一部を自己に残しながら目的を変更し、残りを別の第三者の転用計画へ承継する「一部承継」が1件、でございます。

議案9ページ、地区「笠井」、整理番号3番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] でございます。申請に至った経緯でございますが、令和5年10月20日に農地法第5条許可を受け、砂利採取事業に着手しようとしたところ、一部の土地所有者より耕作を継続したいとの申し出があり、一部の区域にて砂利採取を実施することが困難となつたため、申請地の削減を申請するもので、変更後は、許可済地の田畠7筆7,791m<sup>2</sup>のうち、田2筆3,313m<sup>2</sup>に縮小となります。当初の事業計画が変更となつたことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、工事期間中は最大5mの保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は、良質な山土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、水稻を作付けする計画となっていること、地元自治会との協議が完了していること、埋め戻しの際には盛土条例の許可申請をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、議案10ページ、地区「可美」、整理番号4番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] さん、承継者である [REDACTED] さんでございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、平成28年4月15日に農地法第5条許可を受け、物置を建築し、住宅敷地の拡張をする予定でしたが、その後、既存住宅の老朽化が深刻になり、建て替えを検討しましたが、コロナ禍になり着手しないまま現在に至ります。今回、当初の転用事業者である [REDACTED] さんが申請地の一部に建て替えを計画し、残地部分について息子の [REDACTED] さんが住宅を建築するため、今回の申請に至つたものです。承継者である [REDACTED] さんは、 [REDACTED] に居住しており、申請地に宅地を併用して自己用住宅の建築を計画したものです。申請地である [REDACTED] の畠は、 [REDACTED] に位置する農地でございます。農地区分は、第3種農地に該当すると判断いたしました。変更後の転用計画ですが、当初の申請者が転用目的を変更する部分については、宅地112.64m<sup>2</sup>を併用し、面積合計217.64m<sup>2</sup>の敷地に98.14m<sup>2</sup>の自己用住宅と13.15m<sup>2</sup>のカーポートを建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を行い、雨水は道路側溝へ放流し、汚水は公共下水道へ放流する計画となっております。次に、承継後の転用計画は、宅地111.44m<sup>2</sup>を併用し、面積合計222.44m<sup>2</sup>の敷地に57.98m<sup>2</sup>の自己用住宅と38.42m<sup>2</sup>のカーポートを建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を行い、雨水は道路側溝へ放流し、汚水は公共下水道へ放

流する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、それぞれの転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 15 ページ、整理番号 214 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願ひいたします。

説明は以上でございます。

議長　只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(足立委員、挙手)

議長　はい、足立委員。

足立　ちょっと聞きたいのですけれど、申請地の番地が違っていますよね。場所が違っていてこれがどういう風に事業の継承になるのですか。

青木　説明させていただきます。当初許可を得た土地は、2628-2 の 1 筆に対して 5 条許可を取っておりまして、今回の事業計画変更で 1 筆を 2 筆に割りまして、新たに 2628-4 という筆ができておりまして、番地の違いが出ております。

足立　2628-2 というのを 2 つに割ったということですか。

青木　左様でございます。それぞれに当初は 1 軒のお家を拡張して、拡張するという計画の許可だったのですが、それが実際には実行されずに、今回の場合ですと、当初の許可者がお父さんにあたるのですが、お父さんのお家が 1 軒、息子さんのお家が 1 軒と、それ 2 軒のお家を建てるという計画に変更になっております。

足立　足すと 217 にならぬよ。

青木　足すと、分筆したときにですね 1 m<sup>2</sup>の減少はございますけれども、足すと 216 m<sup>2</sup>ということになります。

足立　その 1 m<sup>2</sup>はどこに行ったのですか。

青木　それは測量時の結果において変更されています。

足立　測量の結果というと、元の数字が間違っていたということ。これじゃあ。

吉山　調整グループ吉山です。元々農地ですので、公簿の面積が正しい数字ではない可能性がありますが、今回 2 筆に分筆して測量した結果、1 m<sup>2</sup>の誤差が出たということになると思います。

足立　あまりピンと来ないのだけれども、元々なかつたじゃないの、公簿のものは。一番最初の時に測ったんじゃないの。

吉山　初めの 2628-2 の時が国土調査か土地改良か、どういった形でできた土地かわからぬのですが、その時に測っている可能性はあります。測っていると思います。

足立　それがなんで分筆して m<sup>2</sup>減ったの。測量ミス。

杉山　地積測量やるとこういうことはよくあります。当たり前のように。分筆すると。

吉山　農地は分筆すると小数点以下をカットするようになっていますので、そういう形で誤差が出る可能性が高いです。

足立　単純だもんですからね、頭が。1 足す 1 は 2 だもんですから、そういう質問させてもらいました。

- 森 島 会長。
- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 関連ですが、こういうミスはよくあるということなんでしょうけども、やっぱり行政書士であるとか司法書士っていうのは、その法律に基づいて正確な資料を我々許認可事務者あてに提出しないとならないという規定もあると思うので、まあ事務局の皆さん方は慣れていらっしゃるので、そういうミスはよくあるというようなことになるのかなと思いますが、許認可側からすると申請書の正確性っていうのは、今、足立さんがご発言されるまでもなく、正確に担保すべきだと思います。そのところでの事務の取り扱いについて、今足立さんがおっしゃられたことも含めて、本来は確認されるべきだと、事業者なり代筆業者なりに確認されるべきだという風に申し上げたいと思います。対応についてご検討いただきたいと思います。
- 議 長 一つ整理させていただきますが、私の認識では、俗にいう帳面づら、公図では面積が合っても、実測で測った場合  $1\text{ m}^2$  の誤差が生じたということで、その誤差の方で申請が出てきたという解釈でよろしいでしょうか。で、その次に、森島委員からのご指摘は、そういう誤差が出てきたときはしっかりとその対応をした感じで出していただきたいという形での提案があったということですが、ここは審議をする場所であり、その件で審議する場ではないものですから、この件につきましては、事務局から見解を今出せば出し、出せなかつたらまた後日出すという形でよろしいですか。
- 吉 山 まず森島委員の言っているミスではないですね。当時この 2628-2 というのは平成 8 年に分筆してできております。その当時と測量の精度の差が一つあるかと思います。その時に分筆した結果  $217\text{ m}^2$  ということで、法務局の方に登記がされているので、これは公簿上の面積ということで正しい面積になります。農地を分筆すると、それを整数で出さなければいけないということに農地はなるものですから、そうすると今回のように、例えばこれが宅地に変わると、小数点以下 2 つがつくものですから、例えば 105.50 と 111.50 の場合、217 ということになるのですが、あくまで現状農地になりますので、下 2 桁がカットされているので、こういった誤差が出ているものです。以上です。
- 森 島 これ以上の議論してもね、あんまり意味がないと思うんですが、多分その法律上のそういう  $1\text{ m}^2$  以下の誤差は認められているということなのかなという風に思うんです。ただ、その  $1\text{ m}^2$  といえども、我々の感覚からすれば、先祖代々受け継いだ大事な  $1\text{ m}^2$  ですから、それは足立さんのようなお話というのは地域によくある重要な話ですので、小数点以下はよくこういうことになり、 $1\text{ m}^2$  の誤差っていうのはあり得るものだと、百歩譲って理解したとしても、普通では誤差の範囲が  $1\text{ m}^2$  なのかと聞きたくなるわけですよ。そういう意味で、事務方は、事務方とするとわかっているのだけれども、飲み込んでいるんだけれども、我々農業委員会の委員の側が、そういうルールだったり常識について理解していないことが多いあるんですね。こういうことにあたって、我々勉強しているので、当然知らないことが多々あるものですから、事務局が知っていて我々が知らないことがある。それは、教えてもらえば分かりますので、こういうことを足立さんに言われる前に、補足の中でしていただけるとありがたいなということですね。
- 議 長 はい、この件につきましては、足立委員、森島委員がおっしゃるとおり、私も補足の

時に、足し算をして数字が違う時におかしいというご意見があるものですから、今後補足でちょっと入れていただくということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。ということで、よろしいですか。

その他、ございますでしょうか。

それでは、ご意見等もないようですので、第 24 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 25 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 25 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 191 番外 49 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設関連が 3 件、自己用・共同住宅関連が 27 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 8 件、太陽光発電が 4 件、営農型太陽光発電が 4 件でございます。

また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 6 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 11 件、第 3 種農地が 30 件でございます。

なお、是正案件は 201 番、217 番、219 番、223 番、224 番、231 番です。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 13 ページ、地区「湖東」、整理番号 200 番をお願いします。[REDACTED] の畠 4 筆 3,284 m<sup>2</sup>について、倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED]  
[REDACTED] に本店を置き、[REDACTED] を営む法人です。現在、愛知県を拠点にしておりますが、浜松市に複数ある子会社の保有資材の在庫調整や供給コストの負担が生じており、この度、[REDACTED] 本申請地に新たに事務所・倉庫・重機置場を設け、作業効率の向上を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地で、近年は耕作放棄地となっております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、倉庫・事務所・重機置場等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス及び見切り工を設置する計画であること、排水計画は、給油施設と洗車場から出る排水は油水分離層を通して水路へ放流し、余剰雨水は敷地内に新設する側溝型調整池から、水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 19 ページ、地区「庵玉」、整理番号 240 番をお願いします。[REDACTED]

[REDACTED] の畠 11 筆 5,306 m<sup>2</sup>について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本店を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年の受注増加に伴い、点在している工場を集約し、事業の拡大を図るため、この度、本店近接である本申請地に新たに工場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス、見切り工及び植栽を設置する計画であること、排水計画は、敷地内南側に緑地兼用の調整池を新設し、水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

議 長 説明は以上でございます。

それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

松 澤 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

渡 瀬 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

蒲・和田・長上地区調査会ですが、水路工事をやるということで、意見が出ました。というのは、ちょうど田んぼが始まる時期で、取水排水に障害が起きては困るということで話をしました。工事屋さんの方は、4月から11月の間は水路工事はやらない、水路に水が流れていかない11月から3月の間にやる予定ですと、そういうお話でしたので許可しました。以上です。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、積志地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で審議した結果、200 番の [REDACTED] の件なんんですけども、油水分離層を 2 か所設けると言っていますが、3 か所目を調整池の最後のところへもしよかつたらつけてくださいと。もし仮に大雨が降ると、各油水分離層も溢れると困るものですから、念には念を入れて油を除去しないと、漏れないようにということでお願いをしました。その他は、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願ひします。

足 立 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願ひします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願ひします。

根 木 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。209 番の太陽光発電の営農型、状況を見に行きましたが、結構きれいに榦がなっていたので問題ないと思います。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願ひします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願ひします。

山 中 細江地区調査会ですが、215 番の太陽光パネル事業が 3 件あって、それについては災害が多い時期なので、雨水対策をよりやっていただくということで、土手を当初の図面より高くしたり、そういう改善をしていただきました。ということで、問題なしというところでいいと思います。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願ひします。

杉 山 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

森 島 最後に、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森 島 中瀬・赤佐・庵玉地区調査会で審議しました。問題は色々ありましたが、本日までに解消されたということございますので問題はないということにいたします。

240 番について、補足と言いますが、申し上げたいのですが、駐車場、緑地は調整池を兼ねる、ということになっておりまして、浜北は皆さんご存じのとおり、植木緑化木に関する生産の主産地ということでございまして、緑地が調整池を兼ねるということに違和感を感じます。これは多分、都市計画法がそういう風になっていることもあって、農業委員会の議論の外ということになるんでしょうが、農業振興の立場からものを言わせていただくとすれば、緑地が調整池を兼ねるということについては無理があるという理解をすべきでないかという意見がございました。以上です。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(杉山委員、挙手)

議 長 はい、杉山委員。

杉 山 先ほどの事務局の説明で、200 番の 3,284 m<sup>2</sup>の農地については、耕作放棄地という説明がありました。240 番の 5,306 m<sup>2</sup>の現状の説明がなかったと思うのですが、それはどんなですか。

議 長 はい、石川グループ長。

石川 浜北グループの石川です。240 番につきましては、田んぼが結構な面積ありますと、昨年までは多分作付けされていましたが、今年については、作付けはされないということで、耕作者、地主になりますが、そちらと話ができるということで行政書士に確認が取れています。

杉山 少し前の利害関係持たない委員の方から、そういう説明があつたらいいなという発言があつたので、自分もそう思ったので、そういう説明があつたらいいと思います。

石川 申し訳ありませんでした。次回気を付けます。

議長 その他、ございますでしょうか。それでは採決いたします。

第 25 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 26 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

斎藤 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。第 26 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

加藤 今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号 7 番、外 3 件でございます。

地区「細江」、整理番号 7 番の申請地は、昭和 51 年頃から宅地の進入路として利用されたものです。

地区「細江」、整理番号 8 番の申請地は耕作困難のため、平成 5 年頃に植林されたものです。

地区「細江」、整理番号 9 番の申請地は耕作困難のため、昭和 63 年頃に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 10 番の申請地は、昭和 20 年 8 月頃に工場及び車庫兼倉庫、平成 6 年頃にカーポートが建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議長 それではご意見等もないようですので、

第 26 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 27 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

斎藤 それでは、お手元の議案 23 ページをご覧ください。第 27 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

刑部 それでは、別冊 1 について事務局より説明しますが、51 ページに委員該当案件があり

ますのでよろしくお願ひします。

議長 それでは、委員該当案件がありますので、加茂委員はご退室をお願いします。  
(加茂委員退室)

議長 それでは、事務局、説明をお願いします。

刑部 法改正前の制度である、令和6年度第1回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和6年4月19日となります。

2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計733筆、591,917.25m<sup>2</sup>の内訳でございます。

今月は、笠井地区での18筆をはじめとして、計26地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。

毎回、新規就農に関するものについて抜粋して説明していますが、今月は新規就農者の申請はありませんでした。

次に、17ページの1番から41ページの346番、47ページから59ページの2番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が485筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載しております。

以上の計画の内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

次に61ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。

改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が129筆ございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(足立委員、挙手)

議長 はい、足立委員。

足立 私の調査会で出たことをちょっとお話したいと思います。農地を借りている人が、大型法人ですけども、借りて管理をね、周囲の雑草があまりにもひどい。それからU字溝の排水機能が8割ぐらい埋まっていて機能していない。そういうことでありましたので、私も確認しました。それがそのところだけU字溝の土が埋っていてですね、そういったことが調査会で問題になりました、そこの借りている法人を聞き取り案件にしなければならぬじゃないかということで、私はワンクッション置きました、それを事務局の

方へ、これから今後こういう問題がある、起きたから目に余るからそこの人に言ってくださいということで、そこのセクションにつないでもらいました。これがですね、ちょっと目に余る問題が起きた場合には、農業委員の立場で聞き取り案件にしてもらうと、その時には事務局、利用権の設定をしている担当者、それから法人格に来てもらって、改善策を対応していくと、そういう風になりましたので、その時になりましたら、ぜひご協力お願ひしたいと思います。

議長 今のは報告ということですね。そういう改善をしたということで。

足立 改善というか私の提案です。

河村 議長、よろしいですか。

議長 はい、河村グループ長。

河村 農地集積グループ長の河村です。今お話しいただいた件については、利用権だけではなく農地法含めて利用者、それから所有者、大きい小さい法人、個人に関わらず、利用の農地の管理が必要になるかと思います。その中で、一部大きな法人に限らずですが、側溝の清掃であったり、草刈りであったりですとか、そのような話があれば、利用権設定であれば我々の方から農業者の方へ指導をしますし、地区の方で色々含めてお話をしたいということであれば、我々地区調査会へ出向くことも全然やぶさかではございませんので、お呼びいただければと思います。

議長 はい、ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。

(袴田委員、挙手)

議長 はい、袴田委員。

袴田 [REDACTED] という、このページでいくと 2 ページの 25 番から 27 番、17 ページの 1 番から 8 番、[REDACTED] というプロッコリーを生産している会社なんですが、そちらで今起こっていること、皆さんの地区でも同じようなことが起こっていたらどう思うかということをお聞きしたいのですけれども、[REDACTED] というプロッコリーを作っている法人ですが、利用権設定で借りている青地農地を何か月も毎日 10 台以上のトラックや自動車を常時停めて利用しています。しかも、本社駐車場は毎日 20 台以上空いています。にもかかわらず、そちらの青地農地に駐車しているという状態が続いているです。

私の方から、何度も事務局の方に連絡して数か月にわたり全く改善されていません。はつきり言って、農地パトロールの結果も農地法も全く無視されているという状況が続いているという状態です。このことについて、これまでどのような対応をしたのか、これからどのように対応していくかということ、いつまで、これまで、いつまで何をしたのか、今後いつ何をするのか、報告をお願します。

議長 はい、河村グループ長。

河村 今日お話をいただきて、細かいところを何日までというところは持ち合わせていませんので、大体の大枠のところを報告させていただければと思います。まず、当該農地については、2 月中旬に委員の方から連絡をいただき、その後、担当者の方で現地確認をしました。現地の方ですが、今委員がおっしゃったように、農地を駐車場として利用しているという事実を確認させていただいております。確認してすぐに、担当者の方から

農業者に連絡をさせていただきまして、まず利用権上問題があるよという点、それから農地法の転用違反につながるよと、この2点についてお話をさせていただくのと、現状どのようにになっているか電話で確認させていただきました。併せて是正の方を検討していくようにというお話をさせていただきました。

現時点では何回かやり取りをさせていただく中で、農業者さんの方針としましては、地元の改良区にもご相談いただいたみたいです。改良区の方で間に入つてもらひながら、地主さんと協議しながら、今後、正式に駐車場に転用という形で進めるか、もしくは利用権を解約しながら、そこを使わないようにしていくか、というような方針で進めていきたいと思います。本日も朝、農業者の方に連絡をさせていただきまして、まずは車を動かすようにと指導させていただいています。

今日総会で委員からのお話もいただいておりますので、引き続き、まずは車を動かすという指導から進めていきたいと思います。以上です。

袴 田 本日指導したということなんですけども、先ほどこちら来る前、1時半ごろですね、とおりましたら10台ほど停まっていました。そのまま本社前とおりましたけども、20台ほど空いていました。何も改善する気がないということが見え見えです。今日注意されて、今日停まっていて、今日空いているという状態で何を信用したらしいのかと思うんですけども、このような法人の [REDACTED] の利用権を次々と認めていくのは、私は認めるべきではないと思うのですが、認めなかつた場合に農業委員会に何か不利益があるのかですね。マイナスがあるんでしょうか。

議 長 はい、グループ長。

河 村 農地法というかですね、今回の申請の内容についてご説明させていただきます。ご存じのところではあるかと思うのですが、農地の貸し借りについては制度が2つあります。1つは農地法の3条という手続き、1つは利用権という今ご審議いただいている手続きになります。3条の方は、一旦借りたら契約満期が来ても解約の申請を農業委員会に届出しないと自動的に更新という制度。継続更新というのではありません。利用権設定につきましては、満期が来たら更新の継続という手続きが必要という制度で、若干違っています。今回資料に入っています、2ページの25から27番、こちらに関しましては今回問題となっている農地ではない別の農地の今まで借りていたところの契約更新を相対で行うもの。それから、17ページの1から8番に関しましては、今まで相対利用権で耕作していた農地に関して、中間管理機構の制度を使いまして、新たに契約更新するもので、2つとも契約更新という形になっています。まず、継続申請された農地以外の農地、不耕作の場合につきましては、不耕作のところを今回と同様に指導させていただくのと同時に、継続の申請の農地の申請につきましては受け付ける、とさせていただきます。理由としましては、継続の更新を受け付けないという形になりますと、市であるとか農業委員会に手続きをしない農地貸借、いわゆる闇小作、農地法3条違反という形になりますけれど、違反を発生させると、二重の発生となりますので、まずは契約更新のものについては、お受けする、受け取るという形のものでやらせていただきます。先ほどの農業委員会の不利益という形になってきますと、基本的に農地法の3条とこの利用権が大

きく違うのは、ここに冊子として何百件入っているのですが、これが1個の申請という形になりますので、1個だめであれば全部だめという形の申請になっておりますので、その他の農業者さんの貸借がままならないという形のものが、まず発生するという形になります。その点に関しまして、関係ない農業者さんに関しましては、農業委員会の方にいろいろなご意見や最終的には不服申し立て等々の手続きが発せられるという形の可能性が大いにあると。これは法律的な話ですので、そういう形のものが重々にしてあるかという形のところでございます。制度の話としての説明は以上であります。

議長　袴田委員。

袴田　状況としては、聞いておりますこの状態は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金という状態だそうです。今、口頭指導はしているということなんですけれども、その後書類指導、勧告と進んでいくと伺っているのですが、今口頭指導というのを何ヶ月もやっていて、口頭指導は守らない、改善も全くしないという状態を口頭指導で全く聞かないという状態が続いている、この次に書類をもって指導をするというのをいつやるつもりですか。

議長　はい、グループ長。

河村　基本的には利用権設定としての問題がある行為、それと農地法5条違反、今言おっしゃったのは5条違反転用という形の行為でございますので、そちらの方はまず、今後指導させてもらいますが、いつまでにというものは、今は持ち合わせていませんので、また調整させていただきながら適切に指導していきたいと思っています。

袴田　すみませんが、そこで提案なのですから、こちらの状態を通報というかですね、こういう状態になっていますと言ってから何か月にもわたってまったく、改善が微塵もされない状態が続いている、今指導中です、指導中です、指導中です、来年かもしれんし、再来年かも、10年経っても何も変わらないかもしれない、いつになんでも、永久にわからない、そういう話だと思うんですね。それでは法の下に平等に皆さんのがそこにきてるという案件をとおしているところと全然違う状態になっていると思うんですね。なので、こちらの農業委員会としては、例えば口頭指導をスタートして何か月以内に改善されなければ書類指導、書類指導をしてから何か月以内に改善されなければ勧告、という風にルールを決めて、そのルールに則って事務局が動くという風にしていただいた方が、お互いが知り合いだと、厳しくも言いにくいし、あっちも言いにくいし、こっちは言いやすいし、私的な感情がいろいろ入ってくると思うんですけども、人が変わって新人が来たり、人が変わったりしたときに、そのルールに則ってやれば、こういうルールなんでというところで、そういった大型の農業法人、小型であろうが、個人であろうが、ルールというものがこちらでが決まっていて、この流れでやっていきますというところで、平等なルールが示すことができると思うんですね。これが決まってないから、私的なさじ加減ですーっとずるずるときているところがあると思うんですが、そういったルールを決めるということに対して、皆さんの意見を聞きたいと思います。

議長　とりあえず今、袴田委員の言われた何か月後に出すといったことの規定はないですか。はい、グループ長。

河村　私的な、というのはちょっと。私も業務としてやっていますので、[REDACTED]さん

と業務上顔を合わせる機会が多いということで、手を加えてといった形で、そういったことはございません。それだけは補足させていただきます。

議長 事務局長。

局長 事務局長の鈴木です。農地法違反に関しては、我々も永遠のテーマというか、違反というのは市内にいくつもあります。認めているわけではありませんが。ただ、特に青地ですと、是正します、転用しますと言っても、年2回の受け付け、しかも除外自体が8か月かかる手続き、どうしても時間がかかってしまいます。昔は、聞いたところですけども、違反がコンクリートであれば剥がして、碎石でひいてあれば全部取ってふかふかの農地になるまで認めないよ、といった時代もあったのですが、それは今は行き過ぎだということで、今は是正の意思を示していれば、次の除外に出して転用手手続きしますということであれば、違反ですけども是正が認められています。今回の青地の農地ですと、すぐに手続きしますと言っても、2月の受け付けは終わっていますので、次の8月に除外にかけると、実際に転用の手続きができるのは来年の4月とか5月とかそういったタイミングになってしまふということもあるものですから、何か月というか、どれくらい前から [REDACTED]さんが使われているかわからないですが、2月にご指摘いただいて、2か月経っているじゃないか思われるかもしれません、こういったことは時間がかかる場合がありますので、もうちょっと時間をいただければと思います。

議長 褒田委員が言うのは、定期的に1月後に次のワンステップ、1月後に次のツーステップといった決まりはないかということ。

局長 手続上は、特に何か月経てば勧告、また最終的には代執行といった、手続き的には究極もあるのですが、具体的に何か月経てばそれをやりなさいといった規定はありません。

褒田 規定上はないということで、そのまま例えば1年、2年、3年、4年と続けるということも可能なわけですよね。それを例えば2月と8月にあるなら、2月と8月の6か月でもいいですけども、そういう区切りっていうのはこちらで決めてもいいものじゃないでしょうか。

局長 例えばですけど、[REDACTED]さんのところが青地ですので、もし除外の申請出しだれば、次の8月のタイミングになりますので、それまでにどうするかということを決めていくはどうでしょうか。

褒田 それは法律的なことでいいと思うんですが、今本社駐車所ががら空きなのに、それを青地に停めているのを黙認ということで、いけということでしょうか。

局長 そこは事情を聴いてみないと、僕も本社の位置と違反の位置が分からぬものですから、やっぱり作業上どうしてもそこに必要がある、本社から遠いとか、その辺は皆さん農業やってらっしゃるので理解してもらえる部分はあるのではないかと思うのですが、どうしても農作業上、[REDACTED]さんは広くやっていらっしゃるものですから、この場所でほしいという事情がもしかするようでしたら、そこはやむを得ないのではないかと思います。僕も場所や事情、位置関係が分かっていないものですから、そこは全部本社の駐車場に置いて、というのが理想だと思うのですが、営農上やむを得ない事情があるかななども聴かせてもらったうえでは正指導していきたいと思います。

- 袴 田 状態としては、みんなの目につきにくい本社や畠からは離れたところに停めているという状態で、決してそちらの方に農地がたくさんあって、そちらで作業が必要だという状況ではありません。なので、本社も作業場もそちらに本社に大きくあるのに、そちらが空いていて停めないで、青地農地に停めている状況が、はっきり言って理解できないということなんですけども、それを改善する気もない、というのを待たなければならぬという事務局からの命令でしたら待ちますが、ということです。
- 局 長 事務局から命令するということはありません。ただ、事情を加味しながら判断するという部分も必要かと思われます。
- 議 長 今私は現場を見ていませんので言えませんが、袴田委員の話を聞く限りだと、青地農地に車を停めていると、それに対して是正というか勧告をしてもなかなか動かない。置くところがなくてそこに置いているんじやなくて、本社の駐車場は空いているにもかかわらずそこに置いているのがおかしいんじゃないか、ということでおろしいですか。
- 袴 田 そうですね、そこが指導というか。
- 議 長 置くところがなくて置いているのではなくて、置くところがあるのにそれがおかしいんじゃないかという指摘じゃないかと思いますが。
- 局 長 分からないですが、そこが営農上、そこに営農地があつて、そこがどうしても必要だという事情かもしれません。そこは分からず申し上げているので、必ず本社に駐車場があるからといって、そこに停めるのは原則だと思いますが、営農地が広いと本社から遠いといった事情があれば、それは使いながら是正といった方法もあるかと思います。
- 議 長 そうすると袴田委員のおっしゃることは、事務局が言ったように4条か5条申請かで駐車場として転用すればとおる話ではないかと思います。
- 局 長 そうです。青地だと手続き的にすぐにということはできないので、是正するのであれば、次の7月、8月が除外の申請の受け付けになりますので、それまでに方針を決めていただくということでどうでしょうか、というところです。それが、違反があつたらいつまでも、何か月までにという決め方もあるかもしれません、実際は、実務をやっている者としては、一つの方法としてそういうこともあるのではないかと思います。場所も事情も分からぬ中で申し上げているのですが、袴田委員のおっしゃっているのは当然その通りだと思います。実務上、特に広い営農地を持っていると、どうしても本社だけでは駐車場がまかなえない、という事情もありますので。
- 袴 田 それは、本社だけでまかなえないということは理解していますけども、周りには白地なり遊休農地のようなところもたくさんあるわけです。たくさんあるのになんでそこの青地で利用権設定したところを、いつまでも使っているんだということです。別に買っていただいて、駐車場にして使っていただければいいだけの話なんですけども、なぜそれをしないで、ずっとルール違反をして、おとがめなしで、いつになるかわからない改善を待ち続けなければならないのか、これ普通なんでしょうか。
- 局 長 事務局の鈴木です。違反の是正っていうのはどうしても時間がかかる場合があります。すぐにどかしていただける場合もあれば、事情の中ですぐにできない場合もあるものですから、もうちょっと時間をいただければと思います。我々も袴田委員からお聞きしたのが2月ということですので、2、3か月でできる場合もあれば、事情があつてでき

ない場合もあるかと思います。事情が分からぬ中で申し上げていますが、全部が全部1か月、2か月では正できるものではないのですから。

袴田　　はい、一回2月に言った時に、すぐに一度改善されたんですよ。一度すべての車が本社の自宅の駐車場と向かいの本社の駐車場に重なるようにというか、前駐車というか、密に並べられて改善される、という状況があつて、改善されるんだと思ったら、どうも本社前をとおつたらすかずかになつていて、おかしいなと思ったらまた向こうに停まつていたという状況なので、改善しようと思えば改善できるのに、やっぱり何のおとがめもないならこっちに停めておこうというな、なんていうんでしょう、まあルールを守る気がないというのがよく見えるんですが、それも我慢しろというならそうしますが。

局長　　ルールを守る気がないかどうかというのは、また事情を聴取したいと思います。

議長　　はい、足立委員。

足立　　私も先ほど言ったことは、もうちょっと突っ込んで言いませんでしたけど、今言った袴田委員のような、うちの方も無断駐車になつてます。調査員の方が、これは市役所だけに言っても直らんと、だから調査会で市役所も呼んで、行政も呼んで、担当者も呼んで、そこでちゃんと話し合いをしようと、それでうちの方は決着をつけた、調査会で。その判断は、お前がやれっていうもんですから、分かりましたとその場で言うんですけども、そういうことをやって、今言っているように、現場とやっぱり行政の間に時間差のギャップね、ちょっとあるんですよ。やっぱり現場の方はもうちょっとスピード感持ってやってもらいたいってのはあるものですから、そこらへんとかもうちょっとすり合わせていくのに、私は袴田委員に助言するわけじゃないんですけど、私のところみたいに、やっぱり調査会に出席していただきて、そういうことをやってもらう、私言ったのは、受付の時に業者が来たら、お宅のとこかなりクレーム来てるでそういうの直してくださいよ、それじゃないと受け付けられませんよと、それぐらいのことは言ってもいいじゃないのといったんだけれども、なかなかそういうことを言う雰囲気とかあるものですから、うちはそういう全部を呼んでやろうと、内々で申し合せたんですけどね。

議長　　袴田委員のおっしゃることも含めまして、一回ちょっと終わった後に、今日じゃなくともいいですけれども、この件について調査会の会長である袴田委員と練つて、今後どのように進めていくか話し合つてもらって決めていただくということでどうでしょうか。袴田委員。

袴田　　はい、ぜひ現状を少しでも改善する気がある姿勢を見せていただければなど。

森島　　会長。

議長　　はい、森島委員。

森島　　袴田さんのおっしゃっているのはそのとおりだと思います。私袴田さんがおっしゃるように、皆さん方のところはどうしていますか、という風におっしゃるので、そこについては私の経験と言いますか、そういう問題に関して、事務局に求めても事務局は様々な法律で相当縛られている。もの事一つ日本語をしゃべるでも、さっきの川勝知事じゃないけども、揚げ足をとられんようにものをしゃべらんといかんと、ということになってるんじゃないかなと思うぐらい、慎重な対応をすると思うんです。私はそれが間違っているとは思ってないです。法律的な部分で揚げ足を取られないような、その準備は事務局

しかできないところがあるんで、そこは認めるべきだと思います。ただ、袴田さんがおっしゃるように、現場の状況を見たときに、あまりにも法律と現場の状況の隙間が離れすぎていて、あれ何やってるだって、言われたときに、あれ法律だもんでしょうがないだよって言える範囲ならいいけども、いつまで経っても改善しないのをほつといでいいのかって言われたときに、農業委員として、いいですかって言えんわけよ。やりますって。そのやりますを事務局を待っていると大変時間がかかるなっていうのが、まあまああって、そういう場合私の経験では、私が行く。調査員も一緒に行ってもらう。最適化の人にも行ってもらう。いろんなことを具体的に調査会がやってきた、ということがありました。例えば、山のように田んぼへ残土積んじゃって、そこから大きな石がごろごろ田んぼに転がっちゃっていた時もあったですよ。そういうのが、地元の調査員と私とで地主と事業者に、まあ事業者はあまり話しなかったけど、地主にこういうことで改善してねってことで何回も話をして、最終的には直った、ということがあります。事務局の仕事の立場と我々が社会的に許される立場の違ひっていうようなものが、世間の常識の分野、つまり法律とはちょっと違うところで、我々がしやべれることがあるんだなっていうのを、私は経験として持ってきたと思っています。

だからと言って、事務局が法律の解釈の中で、ものが言えなくなっちゃうっていうのは、困ったものだと、時々そういうことがあります。そこは待っていられない時は、調査会レベルでやっていけばいいっていうのが私の経験です。

袴 田 ありがとうございます。

議 長 今森島委員のおっしゃったように私も実は行ったことがあります、調査会の会長として。やはり地主さんと話をして、ぐじやぐじやとなっちゃったんですがとりあえず行きました。そういうことを見せれば調査会の中でも、矛先も和らぐという部分もあるし、本音を言っちゃえば、議事録に載っちゃいますが、これ以上言うと大変な話なんですが、やはりやる姿勢を見せるっていうのが大事で、結果は後からついてくるものですから。この件につきましては、もう一度事務局と相談してどういう方向性で行くか考えながら進めてもらいたいと思っています。

森 島 会長。

議 長 どうぞ。

森 島 事務局と相談するのもいいんだけど、ここのメンバーに相談してください。

山 中 ちょっといいですか。今大変困っていると、会長がその会社に行くのもあれなんですけど、どういう意図で2月からやって改善されないので、だったら調査会は3条、4条、5条とああいいですってものだけなんんですけど、現状ほとんどの内容が。調査会にこういう会社に来ていただいて、調査員からみんなで、どうしてこうなったのかと質問を設ける場を作れないですかね。

議 長 申請が出てきた時点では。

山 中 申請がなくても、こういう問題が、調査会っていうのは地域の問題があった時にその農家なり違反している人を呼んで、別に法的な機会はないんですけど、なぜそういう風にやっているんですか、今後どういう風に改善したいんですか、じゃあ除外を出すんですか、まあそういういろんな質問ができると思うんですけど、そういう席に来ていただく

っていうことはできないんでしょうか。それが一番地域の調査員の方も、内容が理解できると思うんですけど。

(後藤委員、挙手)

議長 はい、後藤委員。

後藤 今自分も山中さんが言われたようなことを考えていたんですけども、やっぱり調査会で [REDACTED]さんの聞き取り案件で呼んで、どうして何回も言っても変えないのか、ちゃんと白地で駐車場があるのに使わないのかと、全部説明してもらって、このまま青地に車を停めているようだと、今度あなたたちが調査会に申請があがってきたとき、土地を買いたいよって言ってきた時に、違反があるから通りませんよ、ということも言えるんですよね。

袴田 それは事務局が今も言えるんじゃないですか。言ってないんですか、河村さんは。

河村 私はその話はさせてもらっています。利用権上の問題があると、それから農地法上の転用違反があると。そういうことが後々の申請、新しく借りるであるとか規模拡大していく時に、先ほどの継続の話は別として、新しく借りるにあたり、支障になるというのももちろん伝えています。

袴田 そうなんですよね。だから相手はもう分かったうえでやっているってことなんですね。

河村 ただ、各委員さんたちがおっしゃっていることとは、我々が言うこととは別にという形の中でという話の中でいただいているのかなと思います。私の方はもちろん担当者も連れて、必要なお話をさせていただいています。

袴田 はい。なので私としては、口頭指導の今の段階から、書類指導というところにステップアップして、空いているところ駐車場がある場合にはそちらの方に必ず停めるようにして、青地に停めている車を少しでも減らすように、という書類での指導をお願いしたいんですけども、それはできないのでしょうか。

河村 一般的に書類での指導という形の前には、やはり一度対面で、呼んでお話をさせていただく、その流れが一般的な指導の流れであるかと思いますので。

袴田 それ、今、口頭指導はしていますよね。

河村 口頭指導はさせていただいています。

袴田 ということは、だから次の指導は。

河村 次は面会指導ということになり、それで書類指導、勧告という農地法に基づく転用違反の指導のスキームでやっていくという形になります。

袴田 今、面会指導はしてないんですか。

河村 まだ面会指導はしていません。

袴田 じゃあ面会指導をやるようにお願いしてもいいですか。

河村 面会は我々の方で出向くのと、今のお話で行くと調査会長もご同席いただけるという形でよろしいですか。

袴田 いいですよ。

議長 よろしいですか。

河村 分かりました。それではその方向で進めさせていただくのですけども、農地法の

転用の違反の関係もありますので、転用グループと調整しながら、具体的なやり方については報告させていただきます。

横井 その転用っていうのは、中間管理機構で借りている土地でもできるんですか。

河村 ですので、まず利用権設定は、いざれにしても解約しないといけないってところから始めるといけないです。今回の申請と、今議論になっている土地は別のものですので。

議長 褐田委員、今の話で次のステップに進むという話が出てますので、この質問に対しでは、話をして次のステップということで、よろしいでしょうか。今全体的に出た話は、この後の、その他のところで掘り下げて話をしたいと思いますので、いったんこの件と切り離して、今言った件についてよろしいというか、何かご意見等はないということでおよろしいでしょうか。

それでは、ご意見等もないようですので、第 27 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、加茂委員はご入室をお願いします。

(加茂委員入室)

議長 次に、第 28 号議案「令和 6 年度事業計画について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

斎藤 それでは、第 28 号議案「令和 6 年度事業計画について」でございます。担当から説明いたします。

県 それでは説明いたします。この議案で使用する資料は別冊 2 でございます。お手元にあるかご確認願います。令和 6 年度の事業計画を説明いたします。この計画案は、役員・幹事連絡調整会において協議しております。ご承認いただければ、この事業計画に沿って事業を進めてまいります。

令和 6 年度の事業計画案を説明いたします。本文中、波線が引いてある箇所が昨年度からの変更箇所でございますのでそこを中心に説明いたします。

1 会議・研修会等の開催について、(1) 総会の⑤ですが、5 月に次期推進委員の委嘱に関する議案を総会で審議します。次に⑨ですが、農振整備計画変更案（定期変更）農業振興マスター プランの見直しに対する意見聴取を 12 月の総会で予定しています。整備計画は、国や県の基本方針等の変更若しくは農業振興地域の区域の変更、整備計画に関する基礎調査の結果、あるいは経済事情の変動その他情勢の推移などの理由により、5 年ごと見直しを行っています。次に⑩ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動に関する目標の決定については、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに見直しを行うこととされていることから、12 月の総会で見直し案について説明する予定です。(2) 農業調査会、(3) 農地銀行支店会議等は昨年度と同様に開催いたします。2 ページにいきまして(6) 農業委員・推進委員研修会ですが、専門家を講師に迎えての講演会形式の研修会を

実施いたします。講師の選定、時期等は今後検討してまいります。委員の皆様からも講師やテーマについて希望がありましたら事務局までご提案いただきたいと思います。

「2 会議・研修会等への参加」ですが、関係機関の開催する研修会等についてその都度ご案内いたします。

「3 事務処理業務及び指導事業」の(2)の農地利用最適化推進活動ですが、人・農地プランを基に 10 年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く地域計画の作成に取り組んでいます。また、県、市、農協等と連携し、新規就農相談会等に積極的に参加することで、新規就農希望者情報収集に努め、新規就農の受入れ体制を整備します。

「4 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に係る事務事業」ですが、委員の任期が始まる 7 月上旬には地区調査会、8 月には利用状況調査を予定していますので、5 月下旬に事前研修会を行います。7 月 1 日に農業委員会の臨時総会を開き会長・副会長の選出を行い同日から証明業務等、支障のない体制で臨みます。農業委員任命書交付式は、市長のスケジュールの都合により、7 月 16 日の総会の前に行う予定です。最後に、農地利用最適化推進委員の委嘱書は 7 月の調査会で配布予定です。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 先ほども幹事なんとか会で申し上げましたが、ここには事業計画が示されております。事業計画に加えて先ほど袴田さんから話のあった観点にも繋がるのですが、推進計画と実施計画っていうのが本来は必要だという風に申し上げておきたいと思います。以上です。

議 長 その他ございませんか。それでは、ご意見等もないようですので、第 28 号議案「令和 6 年度事業計画について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 29 号議案「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 27 ページをご覧ください。第 29 号議案「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」でございます。担当から説明いたします。

縣 この議案で使用する資料は別冊 3 でございます。お手元にあるかご確認願います。令和 6 年度の最適化活動の目標の設定を説明いたします。この案は、役員・幹事連絡調整会において協議しております。それでは説明します。

農業委員会による最適化活動の推進については、国の通知により、目標を設定して具体的な状況を点検・評価し、公表することが求められています。全国統一の様式により、本市の数値を入れております。1 ページをご覧ください。農業委員会の体制と農家・農地の概要を記載しています。農家・農地の概要は農林業センサス等から抜粋しております。2 ページをご覧ください。ここからは最適化活動の目標を農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に分けて目標を設定しています。まず、農地の集積ですが、県の

基本方針では令和 12 年度までに集積率 80%となっています。今年度は 27ha を目標として設定します。次に、遊休農地の解消ですが、国の通知により、解消目標は遊休農地の 1/5 としています。また、昨年度新規発生した遊休農地すべては今年度の解消目標面積とすることとなっております。次に 3 ページをご覧ください。新規参入の促進ですが、新規就農者に対する農地の貸し付けについて同意を得る目標面積を定めることになります。基準は過去 3 年間の 3 条と利用権設定面積の平均の 1 割以上となっております。

次に、2 最適化活動の活動目標ですが、農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数を定めます。前年度の活動日数と同じ 9 日と設定します。昨年度は皆さま方の活動実績が月平均で 8.3 日ということでございました。また、活動強化月間として、5 月、9 月のいっせい草刈旬間に向けての地域での声掛け、10 月から 2 月にかけて地域計画の話し合いへの参加を設定します。新規参入相談会への参加目標については、市、県、JA の担当者が集まって行う合同就農相談会で、農地等の助言が必要な場合に参加することとします。

以上が、令和 6 年度の目標の設定です。説明は以上でございます。

議長　只今、事務局から説明がありましたら、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(森島委員、挙手)

議長　はい、森島委員。

森島　これも先ほどの 6 年度の事業計画と同じでございまして、目標が設定されています。袴田さんからのご指摘に関わると思いますが、目標の設定があれば、その実施計画であったり具体化の議論が本来はあるべきだ、ということを申しあげておきます。以上です。

議長　その他、ございますでしょうか。それでは、ご意見等もないようですので、第 29 号議案「令和 6 年度事業計画について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長　異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 1 号から第 6 号までを、事務局から報告をお願いします。

齊藤　議案 29 ページをご覧ください。今月の報告事項は一覧のとおりでございます。

議長　只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。それでは、議長権限で、ここで 10 分間のトイレ休憩という形をとらせていただきます。16 時 30 分からの再開としますので一時休憩とさせていただきます。

(10 分間休憩)

議長　再開します。それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいいたします。

森島　・企業の農地取得に関する調査会での聞き取りについて

議長　・調査会での違反転用の聞き取りについて

山中

森島

渡瀬

袴 田  
議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願ひします。  
局 長 ・農業会議情報について  
河 村 ・農地の貸借制度の改正について  
 縣 ・税制要望及び農地利用最適化施策に関する意見一覧の配布について  
 縣 ・草刈り旬間について  
 縣 ・砂利採取ガイドラインについて  
齋 藤 ・令和6年第5回農業委員会総会  
日時 令和6年5月16日(木) 午後2時30分から  
場所 北行政センター 3階 31・32会議室  
議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第4回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後5時10分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和6年5月16日(木)

会 長 松島 好則

委 員 内山 進吾

委 員 岡本 純